

## 更新対象者の届出内容に、変更があった場合の取扱い

更新対象の指定給水装置工事事業者の役員や住所等に変更があった事由が判明した場合、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条に基づき、事由発生後30日以内に水道事業者届け出ることが義務付けられているので、速やかに変更届を提出することとされており、変更後でなければ、更新の手続きは行えないのでご注意を。

### 関係法令

(変更の届出等)

#### 水道法第25条の7

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事事業者の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者届け出なければならない。

(変更の届出)

#### 水道法施行規則第34条

法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、役員の氏名

三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者提出しなければならない。

一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(変更等の届出)

#### 岸和田市指定給水装置工事事業者規程第7条

指定業者は、次の各号に掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事事業者の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定める様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定める様式第2による誓約書及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定める様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

### 変更等の届出様式のダウンロード

●指定給水装置工事事業者の新規登録申請および各種変更等届出(様式集)

URL=<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/56/siteisinsei.html>

(トップページからの場所↓)

トップページ > 分類でさがす > 暮らしの情報 > 上水道・下水道 > 指定工事事業者 > 【上水道】指定給水装置工事事業者に関する手続き(様式ダウンロード)

<問合先>

大阪府岸和田市岸城町7-1

岸和田市上下水道局総務課

電話:072-423-9590